

# 京都府医療勤務環境改善支援センター

## Support Center News

April 2024. | Vol. 100



## 「京都市いきいき働く医療機関認定制度」

～より働きやすい働きがいのある職場を目指して～



当センターでは、平成29年1月から「京都市いきいき働く医療機関認定制度」を開始しました。職員一人ひとりがいきいきと輝ける職場づくりに取り組むことを宣言し、勤務環境改善に取り組む病院をセンターが認定します。本制度により、自院の勤務環境における課題が明確になり、認定取得に向けた取組みを通じて職員のモチベーションを高め、さらには認定取得により働きがい・働きやすさを広くアピールすることで、人材確保・定着に繋がります。センターでは、現在、下記の51病院を「いきいき働く基本認定医療機関」に認定しています。基本認定に必要な50項目が達成できましたら、センターへ申請いただき、センターによる実施確認、認定審査会での審議を経て認定します。まずは取組みの初めとして宣言書をセンターにご提出いただき、その後、基本50項目が達成できましたら、センターへ申請をお願いいたします。

- 1 京都南西病院
- 2 向日回生病院
- 3 蘇生会総合病院
- 4 脳神経リハビリ北大路病院
- 5 嵯峨野病院
- 6 いわくら病院
- 7 洛和会音羽病院
- 8 宇多野病院
- 9 京都リハビリテーション病院
- 10 京都九条病院
- 11 もみじヶ丘病院
- 12 綾部市立病院
- 13 京都田辺中央病院
- 14 なぎ辻病院
- 15 京都民医連中央病院
- 16 京都ルネス病院
- 17 京都博愛会病院
- 18 精華町国民健康保険病院
- 19 洛西ニュータウン病院
- 20 宮津武田病院
- 21 相馬病院
- 22 京都回生病院
- 23 京都さつ川病院
- 24 洛和会音羽記念病院
- 25 北山武田病院
- 26 富田病院
- 27 洛和会音羽リハビリテーション病院
- 28 京都田辺記念病院
- 29 なごみの里病院
- 30 宇治武田病院
- 31 京都東山老年サナトリウム
- 32 綾部ルネス病院
- 33 賀茂病院
- 34 京都ならびがおか病院
- 35 新京都南病院
- 36 京都南病院
- 37 洛和会丸太町病院
- 38 武田病院
- 39 亀岡病院
- 40 洛和会東寺南病院
- 41 丹後中央病院
- 42 京都久野病院
- 43 京都済生会病院
- 44 日本バプテスト病院
- 45 桃仁会病院
- 46 市立福知山市民病院
- 47 稲荷山武田病院
- 48 京都市立京北病院
- 49 京都八幡病院
- 50 宇治病院
- 51 学研都市病院

いきいき働く認定医療機関（基本認定：令和6年3月末現在）



### 「いきいき働く医療機関宣言」受付中!

～勤務環境改善で人材確保・定着へ改善に向けてまずは宣言を!～

令和6年3月末現在、100病院が宣言され、認定取得に向けて勤務環境改善への取組みを開始されています。宣言書は、随時受付中です。未宣言の病院は、まずは「いきいき働く医療機関宣言書」をセンターに提出しましょう。

### いきいき働く宣言医療機関（令和6年3月末現在）

※表示はセンターへの宣言書到着順

- 1 京都リハビリテーション病院
- 2 京都ルネス病院
- 3 京都田辺中央病院
- 4 京都田辺記念病院
- 5 精華町国民健康保険病院
- 6 京都九条病院
- 7 介護医療院さいきょう
- 8 シミズ病院
- 9 宇治リハビリテーション病院
- 10 宮津武田病院
- 11 松ヶ崎記念病院介護医療院（介護医療院洛和ヴィラよつばへ名称変更）
- 12 長岡病院
- 13 京都南病院
- 14 新京都南病院
- 15 京都民医連中央病院
- 16 もみじヶ丘病院
- 17 三菱京都病院
- 18 吉川病院
- 19 宇治武田病院
- 20 京都久野病院
- 21 第二久野病院（京都久野病院と統合）
- 22 いわくら病院
- 23 相馬病院
- 24 向日回生病院
- 25 亀岡シミズ病院
- 26 綾部市立病院
- 27 稲荷山武田病院
- 28 京都博愛会病院
- 29 学研都市病院
- 30 脳神経リハビリ北大路病院
- 31 京都回生病院
- 32 木津屋橋武田病院介護医療院
- 33 嵯峨野病院
- 34 京都南西病院
- 35 十条武田リハビリテーション病院
- 36 北山武田病院
- 37 賀茂病院
- 38 京都さつ川病院
- 39 宇多野病院
- 40 洛和会丸太町病院
- 41 洛和会音羽病院
- 42 洛和会音羽記念病院
- 43 洛和会音羽リハビリテーション病院
- 44 洛和会東寺南病院
- 45 身原病院
- 46 洛西シミズ病院
- 47 洛西ニュータウン病院
- 48 医仁会武田総合病院
- 49 武田病院
- 50 伏見岡本病院
- 51 京都岡本記念病院
- 52 亀岡病院
- 53 高雄病院
- 54 なぎ辻病院
- 55 八幡中央病院
- 56 市立福知山市民病院
- 57 田辺病院
- 58 蘇生会総合病院
- 59 京都ならびがおか病院
- 60 なごみの里病院
- 61 富田病院
- 62 綾部ルネス病院
- 63 六地藏総合病院
- 64 京都東山老年サナトリウム
- 65 金井病院
- 66 京都鞍馬口医療センター
- 67 介護医療院五木田病院
- 68 丹後中央病院
- 69 愛生会山科病院
- 70 宇治病院
- 71 京都桂病院
- 72 西陣病院
- 73 大島病院
- 74 むかいじま病院
- 75 市立舞鶴市民病院
- 76 渡辺病院
- 77 京都民医連あすかい病院
- 78 洛北病院
- 79 京都都病院
- 80 新河端病院
- 81 西山病院
- 82 京都武田病院
- 83 堀川病院
- 84 吉祥院病院
- 85 日本バプテスト病院
- 86 千春会病院
- 87 明治国際医療大学附属病院
- 88 京都からすま病院
- 89 京都済生会病院
- 90 京都大原記念病院
- 91 京都八幡病院
- 92 同志社山手病院
- 93 京都市立京北病院
- 94 京都近衛リハビリテーション病院
- 95 みのやま病院
- 96 桃仁会病院
- 97 ムツミ病院介護医療院
- 98 足立病院
- 99 長岡京病院
- 100 京都協立病院



相談内容など  
秘密は厳守します。

京都府医療勤務環境改善支援センター  
TEL 075-354-8830 FAX 075-354-8834

京都医療労務管理相談コーナー  
TEL 075-354-8844 FAX 075-354-8834

業務時間	月曜日～金曜日（土日祝日、年末年始を除く）9時30分～17時30分
場所	COCON烏丸8階（京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町620番地）

## 2024年4月1日より医師の時間外労働上限規制が開始されます

2024年4月1日より、医師の時間外労働上限規制が適用されます。これまで各医療機関では、「宿日直許可の取得」「特例指定水準の取得」等適用に向けて、取組みをされてきましたが、適用後も継続して取り組むことが重要となります。今回は、その取組み内容についてまとめておりますので、院内でお取組みの際にご参考ください。

### I 時間労働の上限規制について



2024年4月1日から、医業に従事する勤務医の時間外・休日労働時間は、原則として年960時間が上限となります（A水準）。医療機関が、地域医療の確保などの必要からやむを得ず、所属する医師にこれを上回る時間外・休日労働を行わせる必要がある場合は、その理由に応じて、都道府県知事から指定を受ける必要があります。

指定の種類	長時間労働が必要な理由	年の上限時間
(A水準)	原則（指定取得は不要）	960時間
連携B水準	他院と兼業する医師の労働時間を通算すると長時間労働となるため	通算で1,860時間（各院では960時間）
B水準	地域医療の確保のため	1,860時間
C-1水準	臨床研修・専門研修医の研修のため	1,860時間
C-2水準	長時間修練が必要な技能の修得のため	1,860時間

※1,860時間の上限が適用されるのは、指定理由に対応する業務に従事する医師のみです。  
※1つの医療機関が複数の水準の指定を受けることもできます。

## II 宿日直許可について

### ● 宿日直許可とは？

宿日直中の勤務実態が、労働密度が低く十分な休息をとることが可能と認められる場合には、労働基準監督署から「宿日直許可」を得ることができます。

宿日直に従事する時間は労働時間ですが、宿日直許可の対象となった業務に従事する時間は、労働基準法の労働時間規制の対象から除外されます。

宿日直許可の回数は、原則（例外あり）、同一医師の宿直が週1回、日直が月1回以内です。許可回数を超えて宿日直に従事させた場合、超過分について通常の労働としての取扱いが必要です。

### ● 対象となる業務は？

医療機関全体でなく、一部の診療科や時間帯に限った形でも申請できます。許可の対象となるかどうかは、次のような基準に沿って総合的に判断されます。

- ☑ 通常業務とは異なる、軽度または短時間の業務であること
- ☑ 救急患者の診療など、通常業務と同等の業務が発生することはあっても、その頻度がまれであること
- ☑ 宿直の場合は、相当の睡眠設備があり、夜間に十分な睡眠を取り得ること
- ☑ 通常業務の延長ではなく、通常の勤務時間の拘束から完全に開放された後の業務であること



### ● 許可取得の流れは？

申請書に必要事項を記載の上、管轄の労働基準監督署に申請をします。

その後、労働基準監督署による書面調査・実地調査を経て、許可の判断が行われます。

## III 勤務間インターバル・代償休息について

### ● 勤務間インターバルを確保した勤務シフト作成のルール

勤務シフトを作成する際に、勤務間インターバルを次の2つの方法により確保しましょう。

- ① 始業から24時間以内に9時間の連続した休息時間を確保（通常の日勤および宿日直許可のある宿日直に従事させる場合）
- ② 始業から46時間以内に18時間の連続した休息時間を確保（宿日直許可のない宿日直に従事させる場合）

### ● 注意点

- ☑ 宿日直許可のある宿日直に連続して9時間以上従事する場合は、9時間の連続した休息時間が確保されたものとみなします。
- ☑ 代償休息を付与することを前提として勤務シフト等を組むことは、原則として認められません。
- ☑ 個人が連続して15時間を超える対応が必要な業務（例：医療機関において、その医師にしか遂行することが困難である手術業務）が予定されている場合は、代償休息の付与を前提とした運用が認められます。ただし、その業務の終了後すぐに代償休息を付与する必要があります。



### ● 代償休息のルール

予定された9時間または18時間の連続した休息時間中に、**やむを得ない理由により発生した労働（緊急対応）に従事した場合は、その労働時間に相当する時間の代償休息を事後的に付与しましょう。**

### ● 注意点

- ☑ 代償休息は、翌月末までに付与します。
- ☑ 宿日直許可のある宿日直に連続して9時間以上従事する場合は、9時間の連続した休息時間が確保されたものとみなされますが、その間に通常の勤務時間と同様様の労働が発生した場合は、代償休息を付与するよう配慮する必要があります。

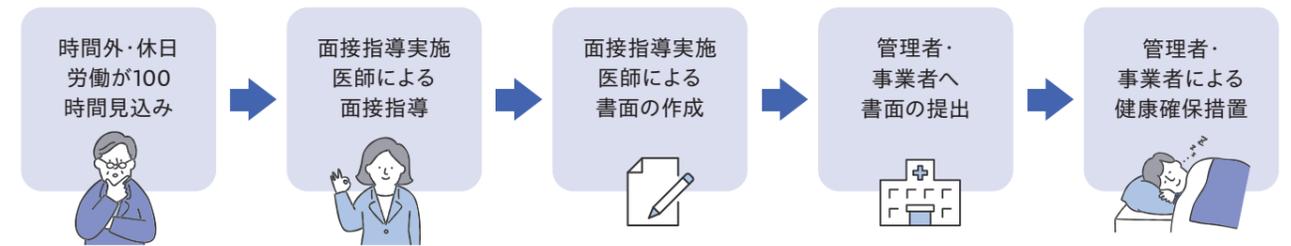
## IV 長時間労働医師への面接指導について

面接指導は、A・連携B・B・C水準関わらず、全ての医療機関で義務となります。

時間外・休日労働が月100時間以上となることが見込まれる医師に対しては、面接指導を実施しなければなりません。副業・兼業先の医療機関にも義務付けられます。

### ● 面接指導の実施の流れ

面接指導は、長時間働く医師一人一人の健康状態を確認し、医師の健康確保のため、必要に応じて、管理者（事業者）が就業上の措置を講ずることを目的として行われるものです。



### ● 面接指導実施医師とは？

長時間労働医師への面接指導は、「面接指導実施医師」が行います。

面接指導実施医師は、以下の要件を満たす者であることが規定されています。

- 面接指導対象医師が勤務する病院または診療所の管理者でないこと
- 「面接指導実施医師養成講習会」の受講を修了していること



面接指導を受ける医師が、安全な環境で安心して面接指導を受けられ、本人の健康確保につなげられる体制をとってください。

### ● 面接指導に関する医療機関管理者の義務

医療法に基づき、医療機関の管理者には、以下が義務付けられています。

- 面接指導対象医師に対し、面接指導を実施すること
- 面接指導実施医師に、面接指導に必要な情報を提供すること
- 面接指導実施後、健康確保措置についての面接指導実施医師の意見を聞くこと
- 必要ときは、面接指導対象医師の健康確保のため、労働時間の短縮、宿直の回数の減少、その他の適切な措置を行うこと
- 面接指導、面接指導実施医師の意見、健康確保措置の内容を記録、保存すること 等

### ● 面接指導実施医師とは？

面接指導は、月の時間外・休日労働時間が100時間以上となる前に実施する必要があります。

## 3月の活動内容

### 1 医療機関の勤務環境に係る実態把握

「京都いきいき働く医療機関認定制度」を推進し、医療機関へ勤務環境改善マネジメントシステムの導入の促進を図ります。  
・ 京都いきいき働く医療機関認定制度実施確認:1病院

### 2 医療機関への病院訪問

勤務環境改善推進員および社会保険労務士等のアドバイザーを直接、医療機関へ派遣し、現状の勤務環境の把握、勤務環境改善に関する相談・支援を行っています。  
・ 病院訪問:2病院

### 3 勤務環境改善に取組む医療機関への個別支援・相談対応等

随時医療経営や労務管理のアドバイザーが医療機関からの勤務環境改善に関する相談、照会等に対応すると共に、ニーズに応じて医療機関に勤務環境改善推進員、社会保険労務士等のアドバイザーを派遣し、勤務環境改善のための取組みの支援を行っています。

### 4 勤務環境改善に関する研修会等の実施

医療機関を対象とした勤務環境改善に関する研修会等を開催します。